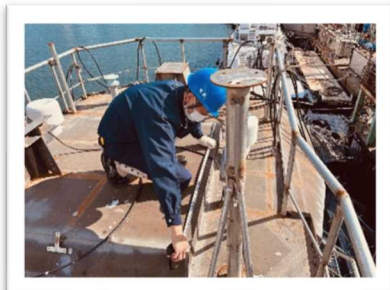


～海事系技術職（船舶系）の仕事を体験してみませんか？～

海事系技術職（船舶系）は船舶の検査・測度・外国船舶への立入り検査などを行い、日本の海上輸送にかかせない船舶の安全を確保する業務を担っています。



船舶検査官



船舶測度官



外国船舶監督官

1. 実施期間

令和6年7月30日（火）～8月2日（金）のいずれか希望する1日

実施時間：9時～16時30分（昼休憩1時間を含む）

2. 実施場所

【座学】国土交通省神戸運輸監理部 会議室

【実習】神戸市内の造船所 または 神戸港入港船舶

3. 受入人数

4 人/日 （応募多数の場合、選考の上、ご連絡します）

4. 注意事項

- ・「学生教育研究災害損害保険」などの傷害保険及び賠償責任保険の加入をお願いします（当日、証明書等を提出していただきます）。
- ・交通費、滞在費、食事代、保険料等の支給はありません。
- ・服装は、作業服上下・安全靴でお願いします。
お持ちでない場合は、ご相談ください。

5. スケジュール（案）

時間	内容	場所
09:00～10:30	【オリエンテーション・講義】 ・スケジュール等概要説明 ・船舶技術関係法令講義等	神戸運輸監理部 会議室
10:30～12:00	【業務説明】 ・関係法令・規則・基準等の解説 ・現場業務の具体的説明（注意事項等）	
13:00～16:30	【実習】 ・造船所または神戸港にて実習	神戸市内造船所 or 神戸港入港船舶
	【意見交換】 ・現場実習の感想、質問など	神戸運輸監理部 会議室

6. 申込方法

希望日の前日12時までに、QRコードからお申し込みいただくか、下記問い合わせ先にメールで「氏名、連絡先、希望日」をお知らせください。確認後、当方からご連絡させていただきます。



申し込みフォーム

7. 問い合わせ先



神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 筒井・今川

電話 (078) 321-7052

メール kbm-ankan@gxb.mlit.go.jp

海事系技術職（船舶系）とは？

国土交通省の本省、地方運輸局及び外務省の在外公館等において、船舶行政分野を担当するとともに、**船舶検査官**、**船舶測度官**、**外国船舶監督官**として船舶の安全を確保する役割を果たしています。

船舶検査官

海上における人命の安全及び海洋環境保護のため、日本船舶について以下の検査等を行っています。

- 建造時の検査(設計審査を含む)
- 就航船の定期的検査
- 船舶搭載設備の検査
- 船舶安全管理審査
- 船舶保安検査

船舶測度官

日本船舶の建造時や改造時に所要寸法を測定し、安全基準等の指針となる総トン数を計算します。

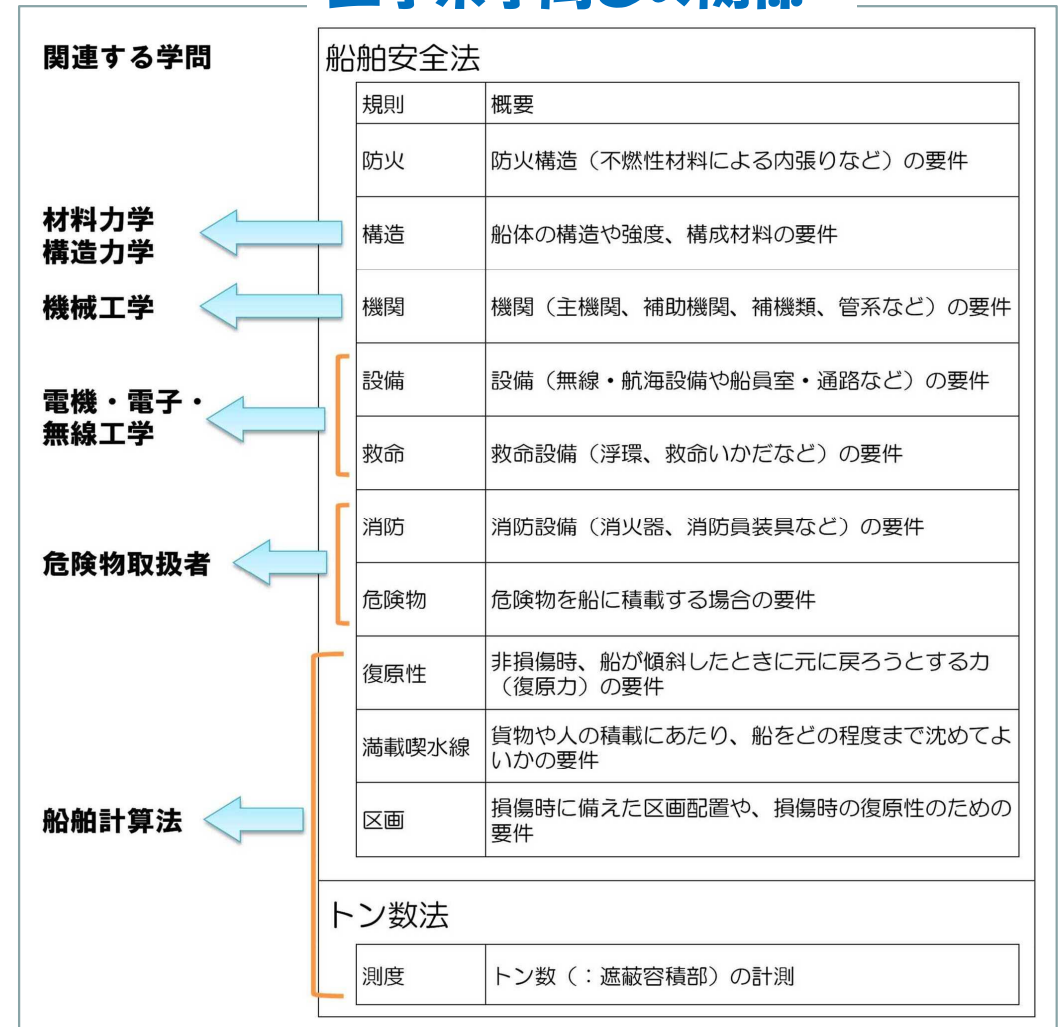
また、就航船舶に対して定期的に立入を行い、違法改造等による登録事項の変更が発生していないことを確認します。

外国船舶監督官

日本に寄港した外国籍船舶に対して、構造、設備、船員の配乗、船員資格等が国際条約に適合しているか立入検査を行います。

欠陥や不適合事項が発見されれば是正指導を行います。

工学系学問との関係



詳しい業務内容や勤務条件等については、右のQRコードから確認してください。

業務紹介パンフレット
「海事技術行政について」



勤務時間
& 休暇制度



両立支援制度

